

職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第九号

職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十二号中「現職より上位の職に変更する場合、又は、職務の級を上位の級に変更する場合」を「職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命すること」に改め、同項第十四号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項の規定により、現職より下位の職に変更する場合、又は、職務の級を下位の級に変更する場合」を「職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命すること」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。